



改正前					改正後				
で定める事項を記載した書類（特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類）					（特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類のうち、 <u>資産の譲渡等に関する事項を記載した書類を除く。</u> ）				
① 略		略			① 略		略		
② <u>資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項</u>					② 略				
③ 略					③ 略				
④ 略					④ 略				
略					略				
1・2 略					1・2 略				
<u>3 提出書類のうち、(1)の前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程にあっては、既に当該書類を提出している場合であってその内容に変更がない場合には、(1)の書類に代えて、その旨を記載した書類を添付してください。</u>					<u>3 「(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程」について、変更がなく提出しない場合は「提出しない場合」にチェックするとともに、「最後に役員報酬規程を提出した事業年度」「最後に職員給与規程を提出した事業年度」の空欄に事業年度を記載し、チェック欄にチェックしてください。</u>				
4・5 略					4・5 略				

附 則

この規則は、令和3年6月9日から施行する。